

事務連絡
平成23年6月30日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）

労災保険指定医療機関療養担当規程等の一部改正に係る事務処理について

標記については、平成23年6月24日付け基発0624第1号「労災保険指定医療機関及び労災保険指定薬局に係る事務取扱いの一部改正について」により通知したところであるが、うち記の2の（3）に示す、療養担当規程の改正日前に指定を受けた指定医療機関が、新たに外科後処置を行う場合の事務処理等については、下記のとおり取り扱われたい。

記

- 1 準則第2条の規定に基づき、外科後処置を行うことが記載された指定申請書を改めて提出させること。その際、指定申請書は、別添記載例1のとおり、標題に「(追加)」と記載させ、かつ、「外科後処置」に下線を○で囲んで提出させ、追加実施の希望であることが分かるようにすること。
- 2 外科後処置実施要綱の3に定める整形外科的診療、外科的診療及び理学療法のいずれかを行える診療科があることを確認すること。
この場合、原則として、直近に提出された「病院（診療所）施設等概要書」（様式2）等により確認を行い、改めて提出させる必要はないこと。
- 3 確認後は、「労災保険指定医療機関指定通知書」（様式第4号（以下「通知書」という。））により通知すること。この通知は外科後処置を行うこととしたことを確認した旨を通知するためのものであり、労災指定医療機関としての指定を改めて行うものではないため「指定年月日」、「指定期間」については記入不要とする。
なお、通知書の記載は別添記載例2を参考にすること。

様式第1号

労災保険指定医療機関指定申請書(追加)

追加実施を希望する場合には(追加)を記載すること

病院(診療所)	名称	
	所在地	(郵便番号 -)
	管理者	
	診療科	

上記の病院(診療所)を労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項の規定による病院(診療所)として指定されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、指定されたときは「労災保険指定医療機関療養担当規程」及び「労災診療費算定基準」等の諸条項を遵守し、

労働者災害補償保険法第13条第1項、第22条の規定による療養の給付及び同法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケア及び外科後処置

に従事することを承諾いたします。

困む

年 月 日

(郵便番号 -)

住 所

開設者

氏 名

印

〇〇 労働局長 殿

※ 法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケア、外科後処置の担当を希望しない場合は、上記[]欄の当該箇所を削除すること。

様式第4号

労災保険指定医療機関指定通知書

病院(診療所)	名称	
	所在地	(郵便番号 -)
指定年月日	年 月 日	
指定期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
診療費の算定方法	別に定める基準によること	

上記の病院(診療所)を申請に基づき、労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項の規定による病院(診療所)として指定し、

労働者災害補償保険法第13条第1項、第22条の規定による療養の給付及び同法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケア及び外科後処置

を担当するものとしたことを通知します。

年 月 日

開設者 殿

〇〇 労働局長 印

※ 法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケア、外科後処置の担当を希望しない場合は、上記[]欄の当該箇所を削除すること。